

○性犯罪捜査員の運用に関する要綱

令和2年2月25日

山口刑捜一第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、性犯罪被害者（以下「被害者」という。）の心情に配慮した的確な捜査の推進を図るため、被害者からの事情聴取、証拠採取等に携わる捜査員（以下「性犯罪捜査員」という。）の指定及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 性犯罪捜査員は、性犯罪捜査に係る知見に基づき、次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- (1) 被害者からの事情聴取、証拠採取等
- (2) 被害者を立会人とした検証、実況見分等
- (3) 被害者の医療機関における検査の立会、医療従事者への説明等
- (4) 被害者に対する刑事手続及び犯罪被害者のための制度の説明
- (5) 性犯罪捜査に関する指導、助言
- (6) 前各号に掲げるもののほか、性犯罪捜査に必要と認められる活動

(推薦)

第3条 所属長は、性犯罪捜査に係る知見を有し、かつ、性犯罪捜査についての適性を有すると認められる警察官を性犯罪捜査員に推薦するものとする。

2 前項の規定による推薦は、性犯罪捜査員推薦書（別記第1号様式）を刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）に提出することにより行うものとする。

(上申)

第4条 捜査第一課長は、前条の規定による推薦を受けた警察官の中から性犯罪捜査員としての適格性を有する者を選定し、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

(指定)

第5条 本部長は、前条の規定による上申を受け、性犯罪捜査員を指定するものとする。

2 捜査第一課長は、前項の規定による指定があったときは、その内容を所属長に通知するものとする。

(指定解除)

第6条 所属長は、人事異動、病気その他の事情により性犯罪捜査員の指定を解除する必要があるときは、性犯罪捜査員指定解除申出書（別記第2号様式）により、捜査第一課長を経由して、本部長に申し出なければならない。

2 本部長は、前項の規定による申出が適当であると認めるときは、性犯罪捜査員の指定を解除するとともに、必要に応じて当該者に代わる者を指定するものとする。

3 第3条、第4条及び第5条第2項の規定は、前項の規定による指定について準用

する。

(派遣要請)

第7条 警察署長は、性犯罪捜査員の派遣を必要とするときは、性犯罪捜査員派遣要請書（別記第3号様式）により、捜査第一課長を経由して本部長に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で派遣を要請した後、速やかに性犯罪捜査員派遣要請書を提出するものとする。

2 本部長は、前項に規定する要請があった場合は、捜査第一課長に命じて関係所属長と協議させた上、派遣する性犯罪捜査員の選定、派遣期間等を決定させるものとする。

(派遣)

第8条 本部長は、前条の規定による要請を受け、性犯罪捜査員の派遣を必要と認めるときは、関係所属長に対して性犯罪捜査員の派遣を命ずるものとする。

(相互協力)

第9条 関係所属長は、性犯罪捜査員の有効な活用に向け、緊密な連絡を保ち、相互に協力するものとする。

(教養)

第10条 捜査第一課長は、性犯罪捜査員に対し、性犯罪の捜査に必要な知識及び技能を修得させるため、教養を実施するものとする。

(庶務)

第11条 性犯罪捜査員の指定及び運用に関する事務は、刑事部捜査第一課において処理するものとする。